食 肉 市 場 業 務 運 営 要 領

本会食肉市場の業務は、本要領および食肉地方卸売市場業務規程・半田食肉市場業務規程・東三河食肉市場受託契約約款による。

１．取扱物品

取扱物品は肉類およびその加工品とする。

２．食肉市場の名称および場所

食肉市場(以下市場という)の名称および場所は次のとおりとする。

尾　張　食　肉　市　場	名古屋市港区船見町 1－39
半　田　食　肉　市　場	半田市住吉町 3－195－1
豊田食肉地方卸売市場	豊田市秋葉町 6－50
東 三 河 食 肉 市 場	豊橋市明海町 16－1

その他必要に応じ他の場所を利用することがある。

３．委託販売契約

(1) 委託者は毎年 3 月 20 日までに、翌年度の肉畜委託販売月別年間出荷計画書を食肉市場へ提出する。

(2) 市場は前記計画書に基づき毎月末までに翌月の日別受託数量を決定し委託者に出荷指示して、委託契約とする。

４．委託物品の受渡し

(1) 委託者は市場委託物品の受渡しを市場内で行う。

(2) 市場は委託物品を受領したときは、委託者に対して受託証を発行する。

ただし、肉畜販売代金精算書を発送する場合は肉畜販売代金精算書の発送をもって受託証に代えることができる。

(3) 市場は衛生上有害と認めた物品の販売の委託は受けてはならない。

(4) 委託物品について、と畜検査員の売買の差し止めもしくは撤去を命ぜられたとき、市場はこれを処分することがある。処分によって生じた費用および損害はすべて委託者の負担とする。

５．受託日および時間

(1) 受託日は毎週月～金曜日とする。ただし国民の祝日、その他必要があるときは除く。

(2) 受託時間は原則として次のとおりとする。

生　　畜	午前 8 時 30 分より午前 11 時まで
その他物品	午前 8 時 30 分より午後 4 時まで

各食肉市場の詳細は別紙に定める。

６．と殺解体

生畜は受託後、と畜検査員の生体検査終了後にと殺解体する。

７．委託物品の保管

市場は受託した物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとする。

８．枝肉の格付実施

牛、豚枝肉は、売買取引前に格付を受けるものとする。

９．委託販売の方法

(1) 委託物品の販売方法はせり売り、または相対売りとする。

(2) 生畜受託の冷枝肉販売は翌日、温枝肉販売は当日販売を原則とする。

(3) 副生産物については、原則としてと殺解体日当日市場の定める価格により販売する。

10．指値等の条件

(1) 委託者は委託物品の販売について指値（当該委託者の希望価格の消費税および地方消費税額を差し引いた金額。)、その他条件をつけることができる。その場合は市場へ通知しなければならない。

なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとする。

(2) 市場は受託物品の販売について指値、その他の条件がある場合、その条件どおり受託物品を販売することができなかったときは遅滞なく、その旨を委託者に通知しその指図を求めることとする。

11．委託手数料

市場が委託者から収受する委託手数料は総卸売金額（消費税額および地方消費税額を含まない。以下同じ。）の 3.5%に当該手数料に係る消費税額および地方消費税額を加算した金額とする。ただし外部委託販売（県内外）は次のとおりとする。

① 肉豚の外部委託販売については、総卸売金額の 0.5%に当該手数料に係る消費税額および地方消費税額を加算した金額とする。

② 肉牛の外部委託販売については、総卸売金額の 2.2%に当該手数料に係る消費税額および地方消費税額を加算した金額とする。

12．委託者の費用負担

(1) 委託物品の卸売に係る費用（消費税課税対象のものについては、その消費税額および地方消費税額を含む。以下同じ。）のうち、次に揚げるものは委託者の負担とする。

ア．と畜諸経費（検査料、使用料、解体料等）

イ．格付料、保管料

ウ．その他、本会が立て替えた費用

(2) 委託手数料および(1)の費用の金額は受託物品の卸売金額（消費税額および地方消費税額を含む。以下同じ。）から控除する。

13．買付け集荷販売

(1) 市場の買付け集荷販売は次の場合に限り行うことができる。

ア．肉畜の集荷が著しく困難な場合

イ．買受人との特約上肉畜の確保が必要な場合

ウ．その他、価格安定上特に必要と認める場合

(2) 買付け集荷販売の差益は委託手数料に準ずる金額を目途としなければならない。

14. 精算

(1) 市場は物品の卸売をしたときは荷主に対してその卸売をした日の翌日までに当該卸売をした物品の品目、格付、単価（せり売り、相対取引に係る価格をいう。以下、本文において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額および地方消費税額（以下、消費税等という。）に相当する金額、控除すべき 12 項 2 号で規定する委託手数料および当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税等を含む。）ならびに差引仕切金額（以下「精算金」という。）を明記した肉畜販売代金精算書を送付するものとする。

(2) 精算金は、精算書発行後原則として 5 営業日以内に支払う。

(3) 委託者は委託物品の卸売金額が 12 項 2 号の控除すべき金額の合計額に満たないときは市場に対しすみやかに精算するものとする。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、市場は次回の受託物品の肉畜販売代金精算書に合算してこれを精算することができる。

15. 事故処理

市場取扱物品の事故については別に定める本会食肉市場肉畜事故処理要領による。

16. 販売日および時間

(1) 販売日は毎週月～金曜日とする。ただし国民の祝日、その他必要があるときは除く。

(2) 販売時間は午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までとする。ただし取引開始の時刻は、振鈴または口達をもって通知する。

17. 買受人

(1) 物品の卸売を受けようとする者は、市場に住所、氏名および購入予定頭数等記入した申込書を提出する。

(2) 市場長は買受人として必要な知識および資力信用等があると認めた者に対しては、所定の承認手続きをとり買受人章を交付する。

(3) 市場は買受人から購入予定数量に対し一取引単位 5 万円以上の保証金の預託を受けることができる。

18. せり売りの方法

(1) 販売物品についてせり番号順に取引単位のその他必要な事項を呼びあげた後、価格のせり上げを行い、せり人が最高申込価格を 3 回呼びあげてせり落し、価格および買受人を決定する。

(2) せり落し価格が指値に達しないとき、および市場が市況により必要と認めたときは販売しないことができる。

(3) せり人がせり落し買受人を決定したときは、直ちにその価格および買受人番号を呼びあげなければならない。

19. 相対売りの方法

(1) 販売物品について取引単位の荷姿、規格および数量その他必要な事項を明示し、指

名した買受人と協議して価格を決定する。

(2) (1)以外の相対取引方法はあらかじめ買受人と取引契約で定めた方法による。

20. 所有権の移転

(1) 所有権の移転は買受人決定時とする。

(2) 所有権移転後は買受人が一切の責任を負うものとする。

21. 卸売物品の引取

買受人は卸売を受けた物品は、すみやかに引取るものとし、正当な理由なく引取を怠ったと認められるときは保管料、その他経費を買取人が負うものとする。

22. 売買取引の単位

牛、豚、馬、緬山羊、犢は１頭または半頭、輸入肉、加工品、その他肉は重量（kg）を単位とする。

23. 買受代金の支払い

買受人は本会から買い受けた物品の引渡しを受ける前に買受けた物品の代金（買受けた額にその消費税等に相当する額を加えた額とする。）を現金または小切手で支払わなければならない。

ただし本会と特約がある場合はこの限りではない。

24. 経理処理

経理処理の方法は別に定める。

この要領は令和７年４月１日より実施する。